

令和元年度  
産業廃棄物処理状況等調査

愛知県環境局



# 目 次

1 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査に関する基本的事項	1
ア 調査対象期間	1
イ 調査対象廃棄物	1
ウ 調査対象業種	2
エ 調査方法	3
(3) 調査結果の利用上の注意事項	6
2 産業廃棄物の現況	7
(1) 産業廃棄物の発生の状況	7
(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況	11
ア 業種別の減量化、資源化の状況	11
イ 種類別の減量化、資源化の状況	12
ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況	14
(3) 産業廃棄物の最終処分の状況	16
(4) 県外移出入の状況	18
(5) 特別管理産業廃棄物の状況	19
(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況	20
3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化	21



# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

本調査は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、多量排出事業者、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物発生事業所及び最終処分場設置者から徴収した令和元年度における処理実績に係る報告書の集計、解析を行い、県内の産業廃棄物の処理状況に係る資料を得ることを目的とした。

## (2) 調査に関する基本的事項

### ア 調査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間とした。

### イ 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、下記に示すとおり、「産業廃棄物」「特別管理産業廃棄物」とした。

産業廃棄物の分類 ( )内は、細区分。
①燃え殻、②汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）、③廃油（一般廃油、廃溶剤、固形油、油でい、油付着物）、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず〔注：本報告書では「ガラス陶磁器くず等」と略した〕、⑮鉱さい、⑯がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他の建設廃材）、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの
※上記の種類に分類できない廃棄物等（混合廃棄物、シュレッダーダスト、廃OA機器や廃自動車等の製品系廃棄物等）は「その他産業廃棄物」〔注：本報告書では「その他産業廃棄」と略した〕とした。
特別管理産業廃棄物の分類
①引火性廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②腐食性廃酸（pHが2.0以下の廃酸）、③腐食性廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）、④感染性産業廃棄物、⑤廃石綿等（飛散性）、⑥特定有害産業廃棄物

また、産業廃棄物の取り扱いに関する特記事項を以下に示す。

1. 汚泥については、事業者自ら脱水処理を行った場合は、脱水後の量を発生量とした。
2. 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ等の法令で産業廃棄物となる業種が指定されている廃棄物については、指定業種以外の事業所から発生した場合は、原則として「事業系一般廃棄物」とし、産業廃棄物としては扱っていない。
3. 法令上産業廃棄物とはならない、有償物や事業者自らが再利用した副産物についても対象とし、本報告書ではこれら副産物も含め産業廃棄物として整理した。

ウ 調査対象業種

調査対象業種を下記に示す。

調査対象業種は、「平成 25 年 [2013 年] 10 月改定 (第 13 回改定)」(総務省)に記載された分類を基本に、産業廃棄物の主な発生源となっている業種を対象とした。

業種名	本文中の標記(略称)
農業, 林業	農業, 林業
漁業	漁業
鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
家具・装備品製造業	家具
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷
化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属
はん用機械器具製造業	はん用機器
生産用機械器具製造業	生産用機器
業務用機械器具製造業	業務用機器
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報機器
輸送用機器製造業	輸送機器
その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業
電気業	電気業
ガス業	ガス業
熱供給業	熱供給業
上水道業	上水道業
下水道業	下水道業
情報通信業	情報通信業
運輸業, 郵便業	運輸業
卸売業, 小売業	卸・小売業
金融, 保険業	金融, 保険業
不動産業, 物品賃貸業	不動産業
学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊, 飲食業
生活関連サービス業, 娯楽業	生活サービス
教育, 学習支援業	教育, 学習業
医療, 福祉	医療, 福祉
複合サービス事業	複合サービス
サービス業	サービス業

## エ 調査方法

本調査は、多量報告と郵送によるアンケート調査（全数調査、標本調査）並びに県保有の既存資料に基づく資料調査を基本としており、アンケートによって回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と、発生量に関連した指標値（活動量指標値：従業者数、製造品出荷額等）を基に、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行っている。

県全体の発生量は、以下に示すとおり多量排出事業者と全数調査、標本調査及び資料調査の発生量を足し合わせて算出している。

今回の調査における発生量の推計方法を図1に示す。

$$W=W1+W2+W3 \quad [\text{重量}/\text{年}]$$

W : 調査対象全体の発生量推計値

W1 : 多量報告集計値及び全数調査において把握した発生量実数値

W2 : 標本調査において把握した発生量の実数値 (W2') 及び推計値 (W2'')

W3 : 資料調査において把握した発生量推計値

(多量排出事業者と全数調査の発生量)

多量排出事業者と全数調査事業所（電気・水道業、医療、福祉のうち病院）の発生量は、多量報告値とアンケート調査回答をそのまま実数値として用いた。なお、病院については、アンケート調査の回収率が100%ではないため、以下に示す手法（原単位法）を用いて拡大推計を行っている。

(標本調査の発生量)

標本調査については、アンケート調査に回答のあった事業所の発生量はそのまま実数値として用いるが、アンケート調査の対象として抽出していない事業所及びアンケート調査へ未回答の事業所の発生量については、以下に示す手法（原単位法）を用いて算出している。

原単位法とは、単位活動量あたりの産業廃棄物発生量（発生原単位）に県全体の活動量を乗ずることにより、県全体の産業廃棄物の発生量を算出する方法である。

発生原単位は、多量報告、アンケート調査によって得られた業種別・産業廃棄物種類別の集計発生量と、業種別の集計活動量指標値を用いて、次式により算出している。

なお、発生原単位は図1に示すとおり、特異値以外の回答を用いて算出している。

ここで特異値とは、多量排出事業者や同業他社と比較し排出状況が大きく異なる等特殊な回答のことを示す。

$$\alpha = W2' / O2' \quad [\text{発生量}/\text{指標値}]$$

$\alpha$  : 発生原単位 (活動量指標単位当たりの発生量)

W2' : 特異値以外の集計発生量

O2' : 特異値以外の集計活動量指標値

算出された発生原単位と、県全体の指標値から多量報告とアンケート調査で得られた回答の集計活動量指標値を除いた残りの活動量指標値を用いて、次式によりアンケート調査の対象として抽出していない事業所及びアンケート調査へ未回答の事業所の発生量を推計している。

なお、推計に用いた活動量指標値は表 1 に示すとおり、業種別に設定している。

$$W2'' = \alpha \times O \quad [\text{重量} / \text{年}]$$

$W2''$  : 標本以外の発生量推計値

$\alpha$  : 発生原単位

$O$  : 県全体の指標値から、多量報告とアンケート調査で得られた回答の集計活動量指標値を除いた残りの活動量指標値

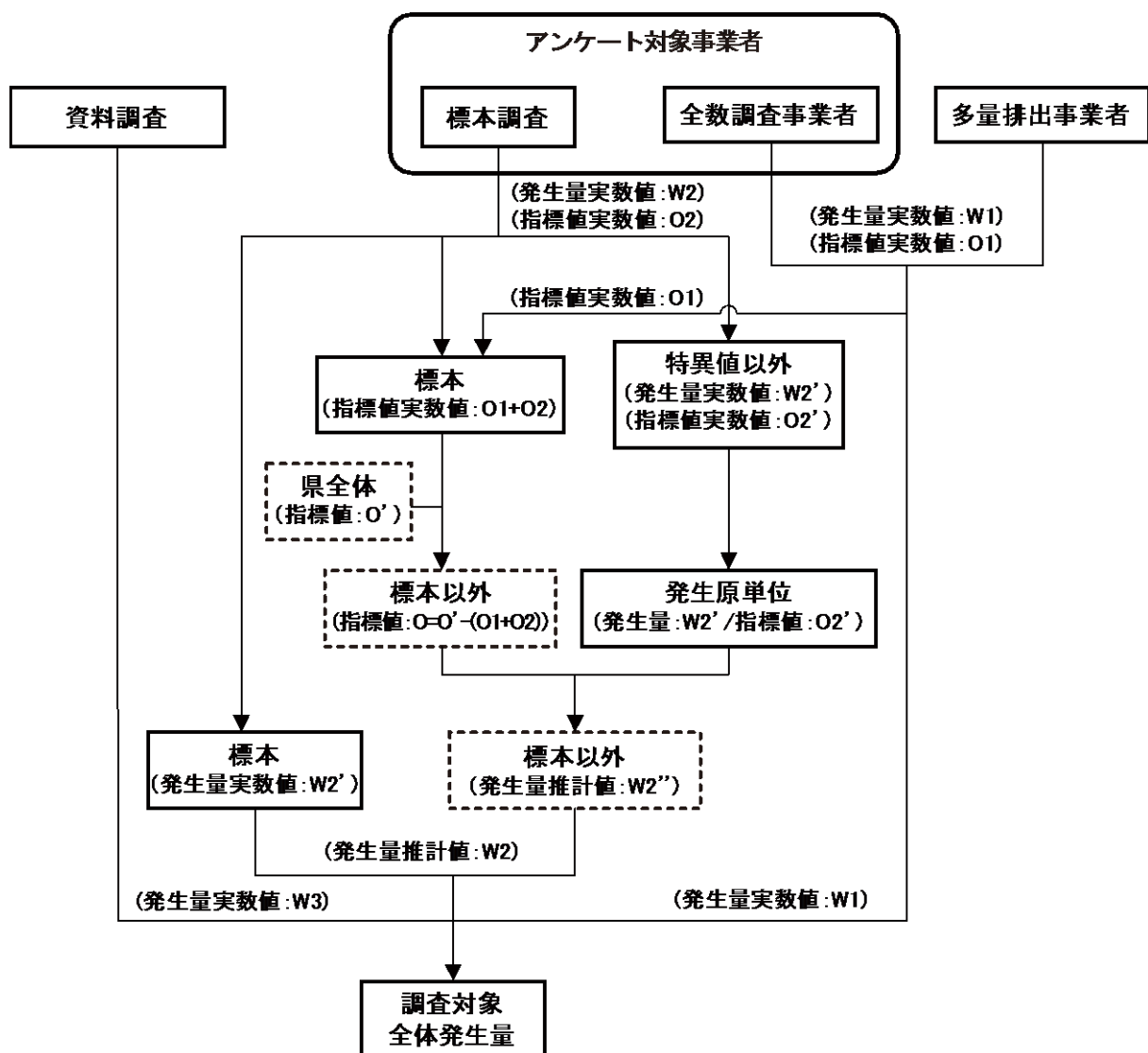


図 1 発生量及び処理・処分量の推計フロー



表1 拡大推計に使用した活動量指標

産業大分類	活動量の指標	指標の出所（統計資料）
農業，林業	従業者数	経済センサス基礎調査
漁業		
鉱業		
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計
製造業	製造品出荷額等	工業統計調査報告
情報通信業	従業者数	経済センサス基礎調査
運輸業		
卸・小売業		
金融，保険業		
不動産業		
専門サービス		
宿泊，飲食業		
生活サービス		
医療，福祉（病院）	病床数	愛知県病院名簿
医療，福祉（病院以外）	従業者数	経済センサス基礎調査
教育，学習業		
複合サービス		
サービス業		

（資料調査の発生量）

資料調査（農業）の発生量については、畜産課による家畜飼養頭羽数の集計値を用いて推計を行った。

また、農業から発生する廃プラスチック類については、「平成30年産園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」のデータを基に推計を行った。

### (3) 調査結果の利用上の注意事項

本調査結果を利用する際の留意事項は、以下のとおりである。

#### ア 中間処理に伴う産業廃棄物の種類の変更について

本報告書では、中間処理に伴い、産業廃棄物の種類が変化した場合であっても発生時の種類でとらえることを基本とした。

#### イ 委託中間処理後の残さ量について

本報告書では、委託中間処理後の残さ量については、産業廃棄物の種類ごとに、中間処理方法による残さ率から算出した。

#### ウ 単位と数値に関する処理

##### ①単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを明らかにするため、図表の単位は「千 t/年」で表示しているが、文章中においては、原則として「千トン」と記載した。

##### ②報告書の図表における数値の処理

本報告書及び図表に記載されている千トン表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計や比率が表記上の計算結果とは一致しないものがある。

なお、図表中の空欄または「-」は該当値がないもの、「0」表示は500 t/年未満であることを示す。

## 2 産業廃棄物の現況

### (1) 産業廃棄物の発生の状況

令和元年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は19,948千トンであり、平成26年度の発生量19,761千トンに比べ0.9%増加している。

また、令和元年度は平成30年度に比べると4.6%減少した。

平成元年から増加傾向にあった発生量が平成21年度で大きく減少した原因は、平成20年度に発生した世界的な経済低迷による生産活動への影響と考えられ、その後も東日本大震災による影響の他、県内の主要産業である自動車産業が円高による影響を受け、発生量が平成11年度以前の低い水準で推移していた。その後、平成25年度以降は生産活動が活発となり、20,000千トン前後で推移している。（図2-1、図2-2）

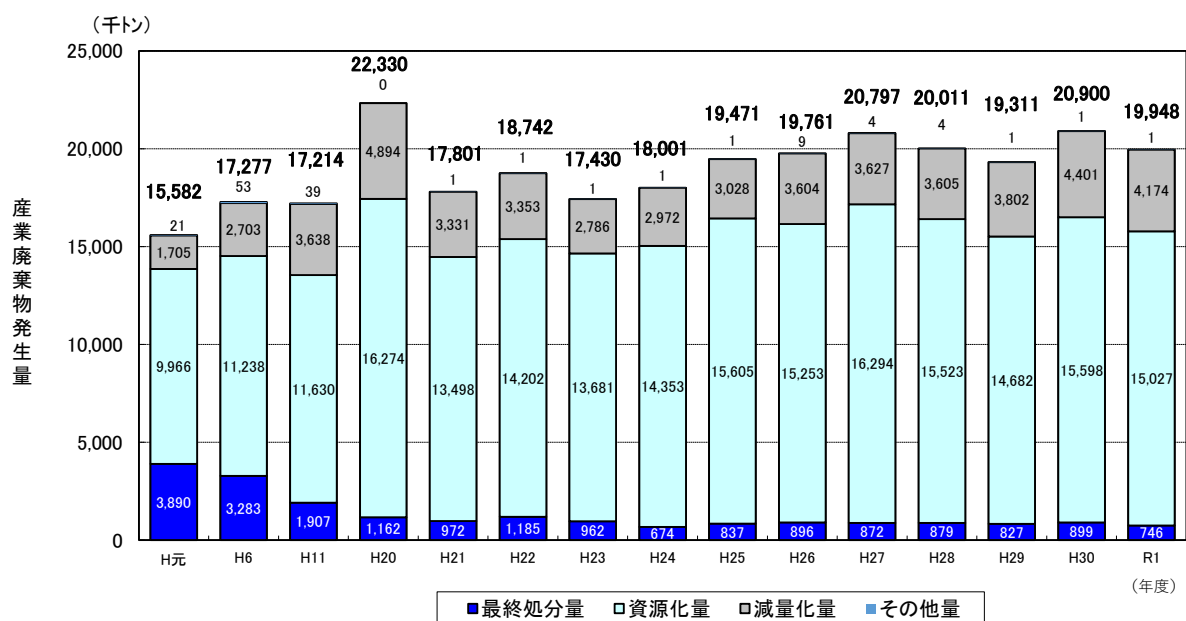


図 2-1 産業廃棄物の発生量等の推移

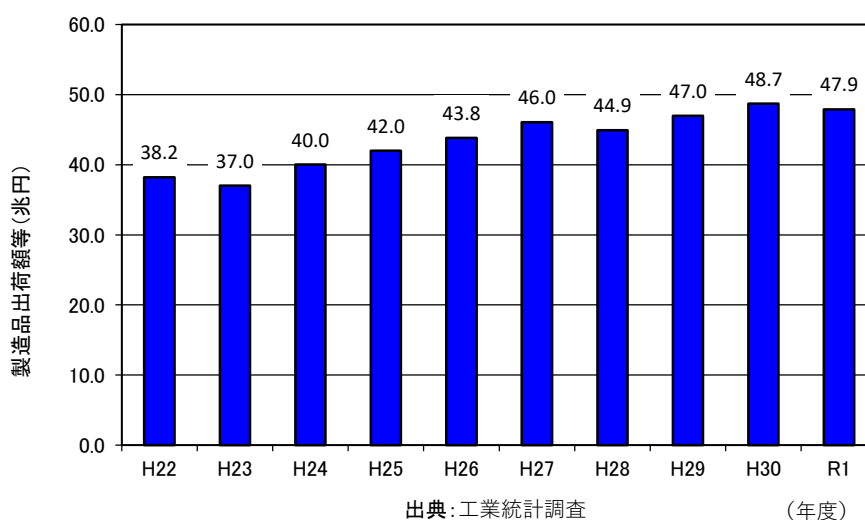


図 2-2 製造品出荷額等の推移

令和元年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が53.2%、建設業が22.5%、農業・林業が12.5%、電気・ガス・熱供給・水道業が8.8%を占めている。業種別の発生割合は、平成26年度と比べ大きな変化はない。(図2-3)

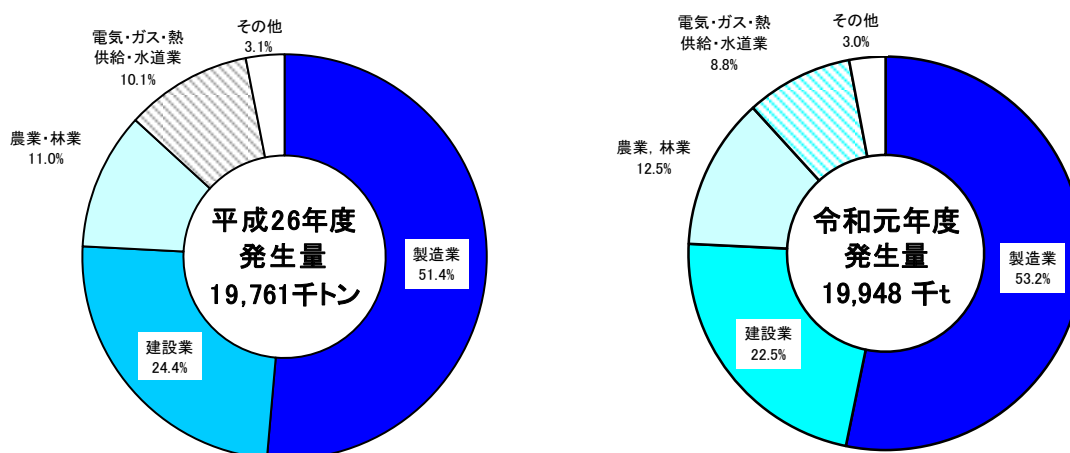


図 2-3 業種別発生状況

また、令和元年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鋳さいが20.9%、がれき類が15.9%、汚泥が14.4%、動物のふん尿が12.4%、金属くずが10.3%、ばいじんが7.2%と、この6種類の産業廃棄物で約80%を占めており、種類別の発生割合は、平成26年度と比べ大きな変化はない。(図2-4)

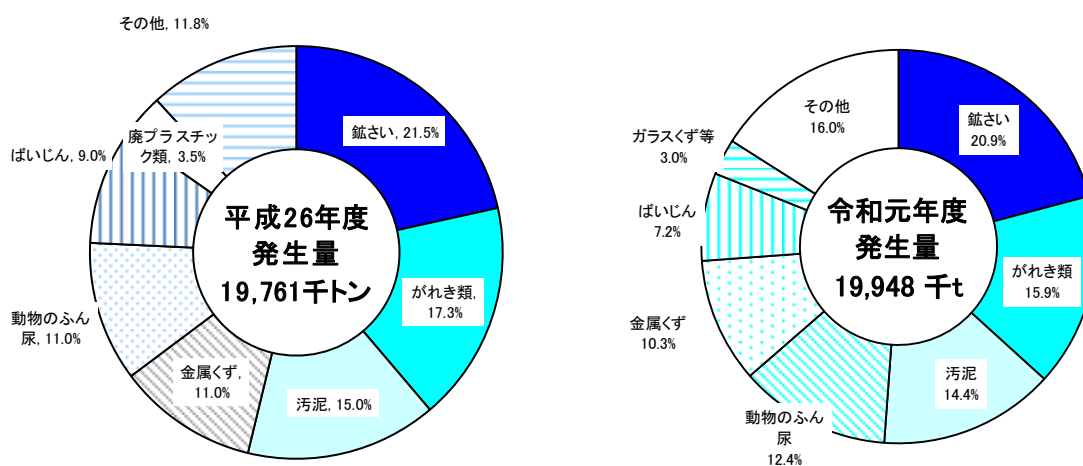


図 2-4 種類別発生状況

この6種類の産業廃棄物のうち、令和元年度の発生量は、平成26年度の発生量から、動物のふん尿が313千トン（14.4%）増加し、ばいじんが339千トン（19.1%）、がれき類が241千トン（7.1%）、金属くずが130千トン（6.0%）、鉱さいが94千トン（2.2%）、汚泥が86千トン（2.9%）減少している。（図2-5）

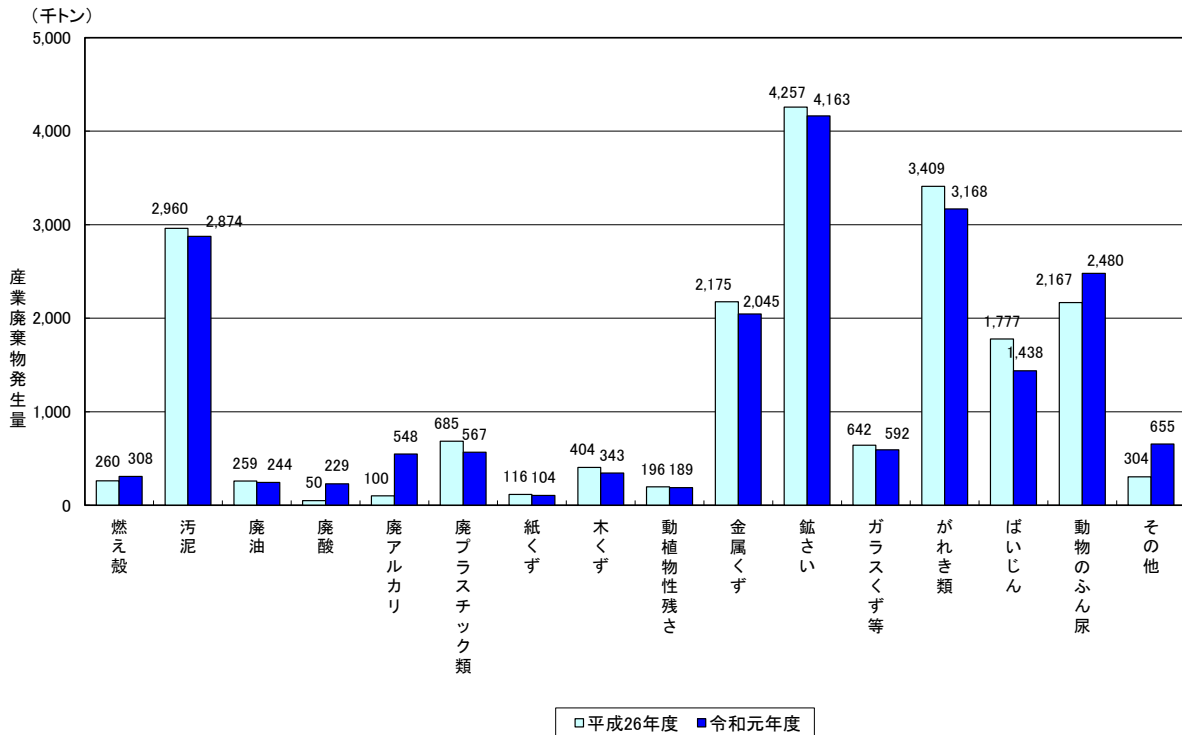


図 2-5 種類別発生量

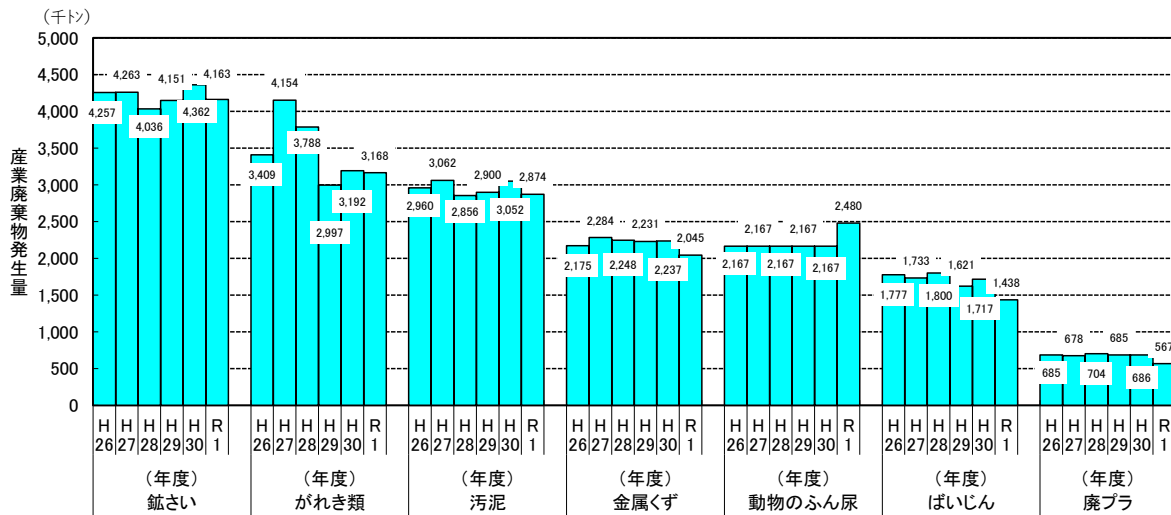


図 2-6 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れについて、令和元年度の資源化量は15,027千トン、減量化量は4,174千トン、最終処分量は746千トンとなっている。最終処分量のうち138千トン（全最終処分量の18.5%）が中間処理されることなく直接最終処分されている。（図2-7）

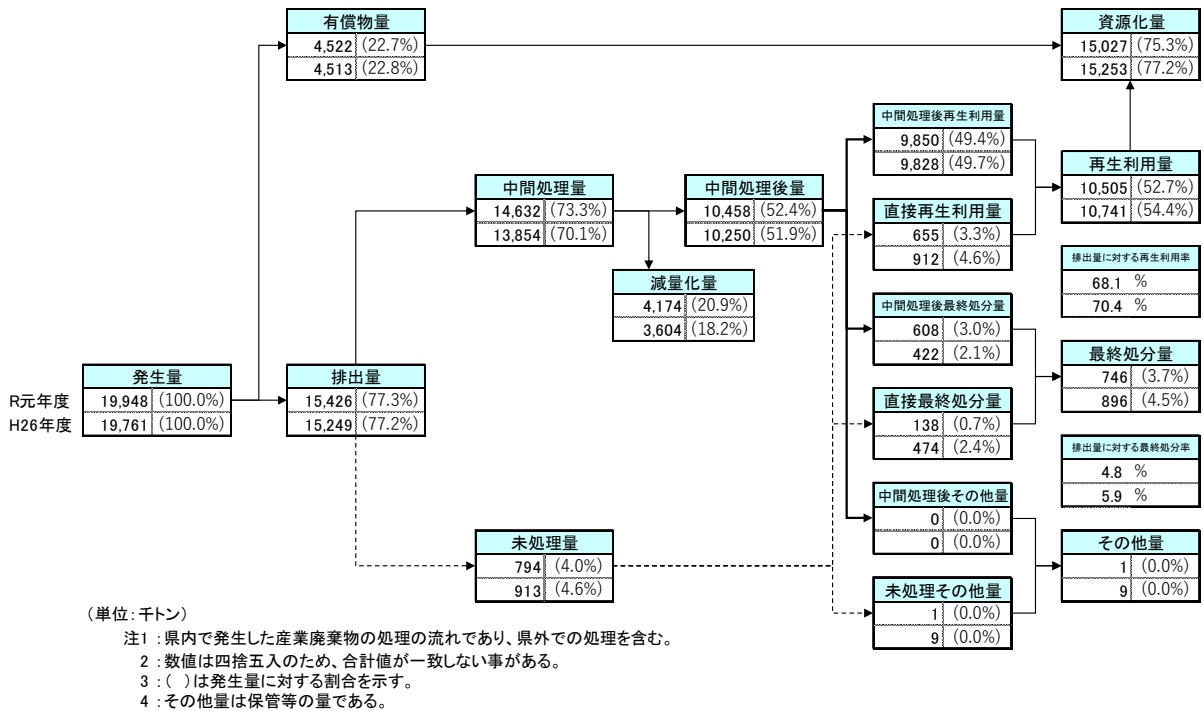


図2-7 産業廃棄物の処理の流れ

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

令和元年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の54.9%、電気・ガス・熱供給・水道業の33.6%、製造業の18.1%、建設業の3.0%の順となっている。また、令和元年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の91.0%、製造業の78.8%、電気・ガス・熱供給・水道業の62.0%、農業・林業の45.1%の順となっている。（表2-1）

単位：千トン

業種	年度	発生量	減量化量		資源化量				最終処分量		その他量			
			減量化量	(%)	資源化量	(%)	有償物量	(%)	再生利用量	(%)	最終処分量	(%)	その他量	(%)
製造業	R1	10,619	1,923	(18.1%)	8,365	(78.8%)	4,359	(41.1%)	4,006	(37.7%)	330	(3.1%)	0	(0.0%)
	H26	10,156	1,259	(12.4%)	8,537	(84.1%)	4,290	(42.2%)	4,247	(41.8%)	351	(3.5%)	8	(0.1%)
建設業	R1	4,496	136	(3.0%)	4,093	(91.0%)	6	(0.1%)	4,087	(90.9%)	267	(5.9%)	1	(0.0%)
	H26	4,827	359	(7.4%)	4,242	(87.9%)	32	(0.7%)	4,210	(87.2%)	226	(4.7%)	1	(0.0%)
農業、林業	R1	2,489	1,367	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
	H26	2,169	1,216	(56.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)	953	(44.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
電気・ガス・熱供給・水道業	R1	1,752	588	(33.6%)	1,085	(62.0%)	120	(6.9%)	965	(55.1%)	78	(4.5%)	0	(0.0%)
	H26	2,001	645	(32.2%)	1,159	(58.0%)	112	(5.6%)	1,047	(52.3%)	196	(9.8%)	0	(0.0%)
その他	R1	592	161	(27.2%)	362	(61.1%)	37	(6.3%)	325	(54.8%)	70	(11.7%)	0	(0.0%)
	H26	608	124	(20.4%)	361	(59.3%)	79	(12.9%)	283	(46.4%)	123	(20.2%)	0	(0.0%)
合計	R1	19,948	4,174	(20.9%)	15,027	(75.3%)	4,522	(22.7%)	10,505	(52.7%)	746	(3.7%)	1	(0.0%)
	H26	19,761	3,604	(18.2%)	15,253	(77.2%)	4,513	(22.8%)	10,741	(54.4%)	896	(4.5%)	9	(0.0%)

注1: 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない事がある。

2( )は発生量に対する割合を示す。

表2-1 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率については、製造業は80%前後、建設業は90%前後で推移している。（図2-8）

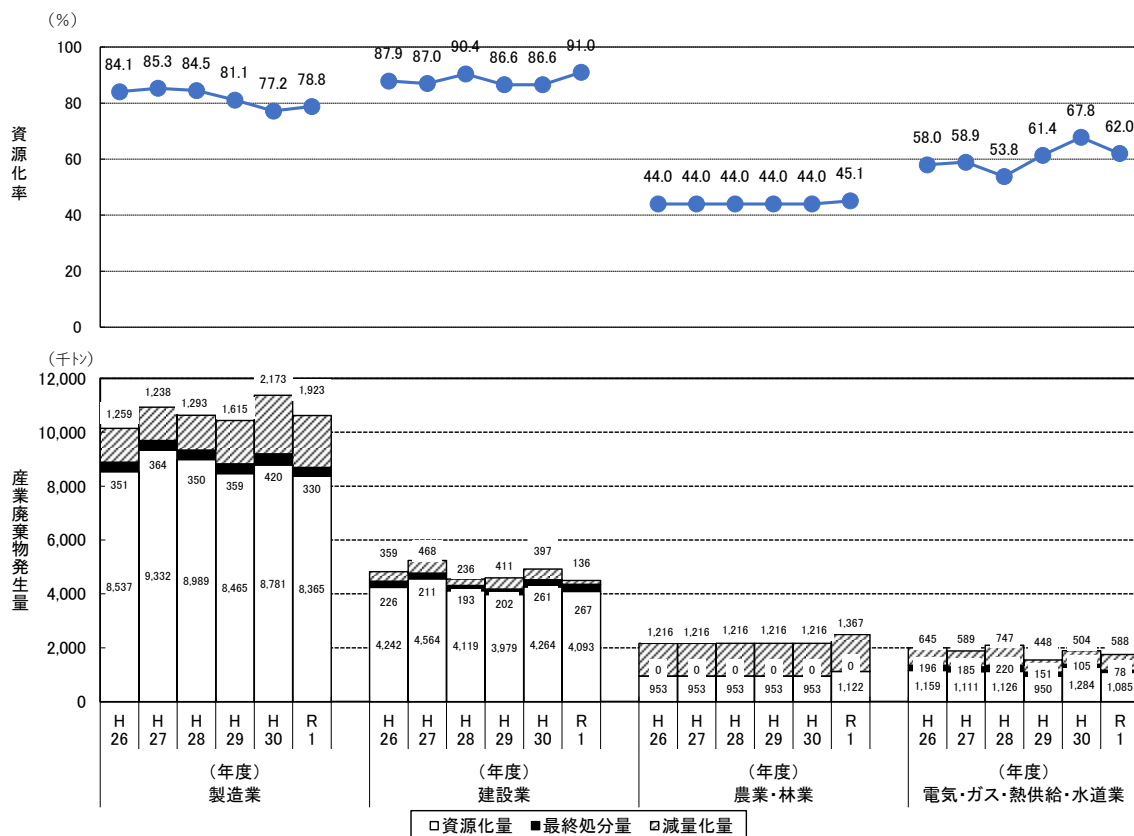


図2-8 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化

イ 種類別の減量化、資源化の状況

令和元年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃アルカリの95.3%、廃酸の91.9%、汚泥の57.0%、廃油の56.0%、動物のふん尿の55.0%の順となっている。また、令和元年度の資源化の状況（資源化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの99.4%、ばいじんの98.7%、鉱さいの98.2%、紙くずの97.3%、がれき類の94.7%、燃え殻の93.6%の順となっている。（図2-9）



■減量化率 ■資源化率 ■埋立処分率

注1:発生量(千トン)を示す。  
 2:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図2-9 産業廃棄物の種類別の減量化・資源化状況



また、令和元年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉦さいの4,088千トン、がれき類の3,001千トン、金属くずの2,033千トン、ばいじんの1,420千トンの順となっている。(図2-10)

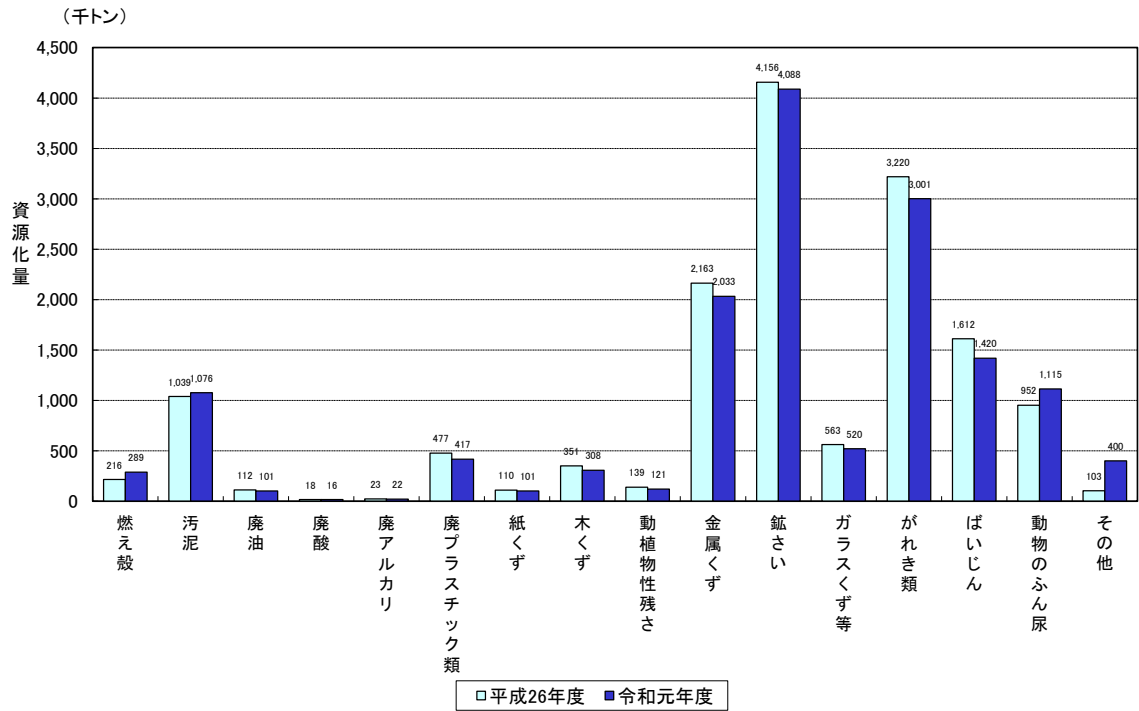


図2-10 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物の減量化・資源化の状況を経年的にみると、金属くず、ばいじん、鉱さい、がれき類は、各年度とも資源化率は90%以上となっている。

(図 2-11)

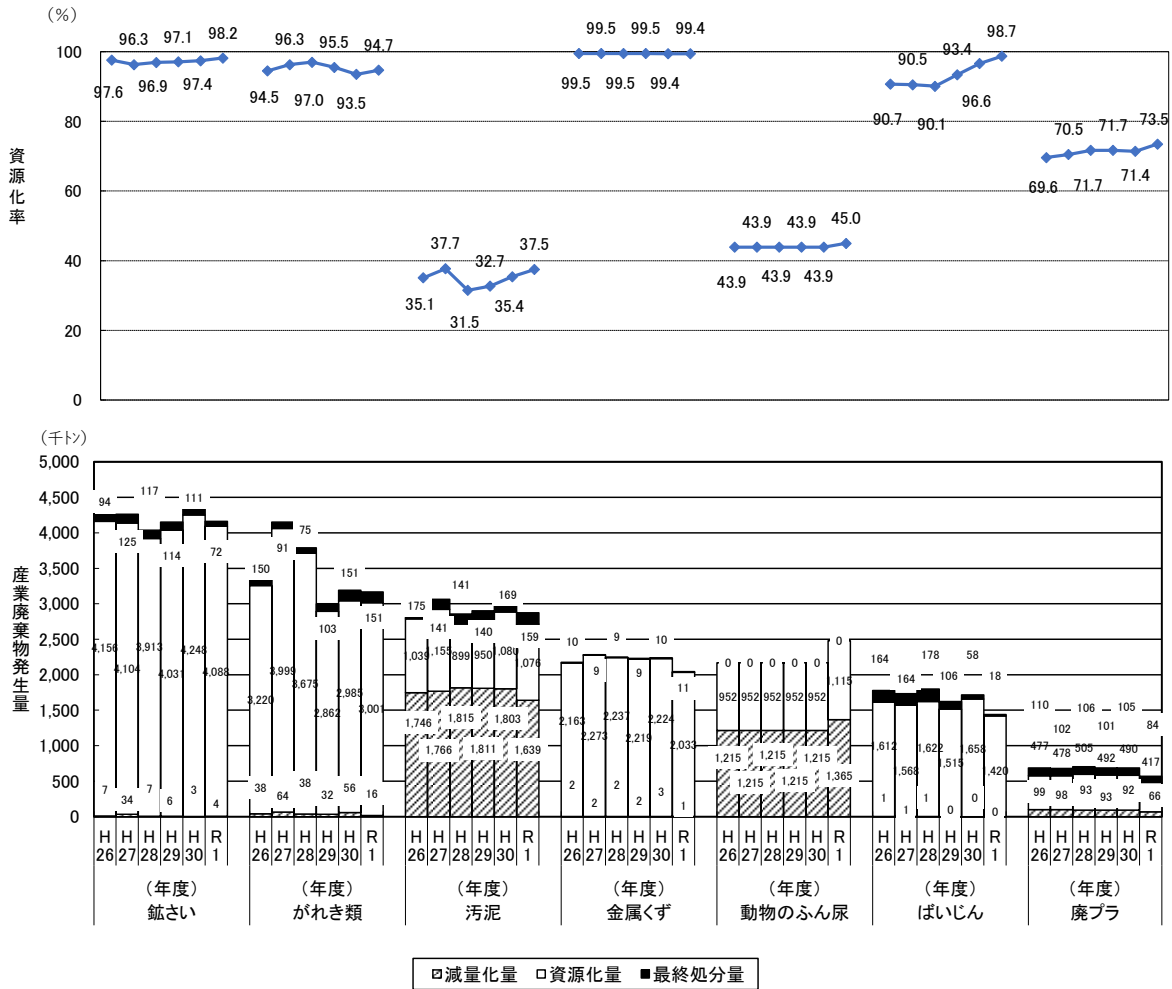


図 2-11 産業廃棄物の処理状況の経年変化

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

令和元年度の産業廃棄物の中間処理量 14,632 千トンを実施主体別にみると、自社処理が 40.1%、委託処理が 59.9%となっており、平成 26 年度と比べ自社処分の割合が増加した。(図 2-12)

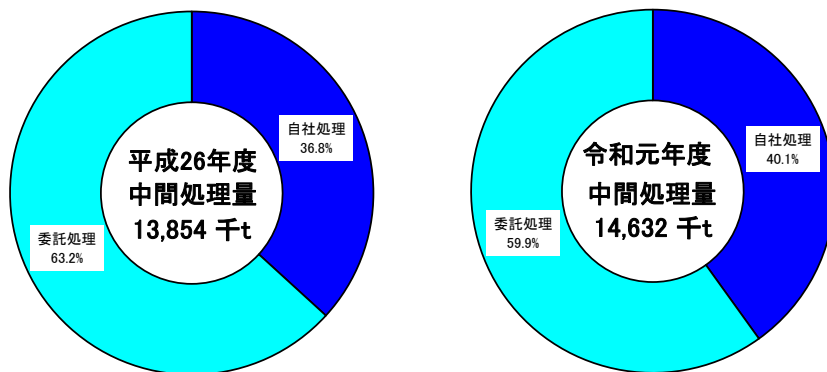
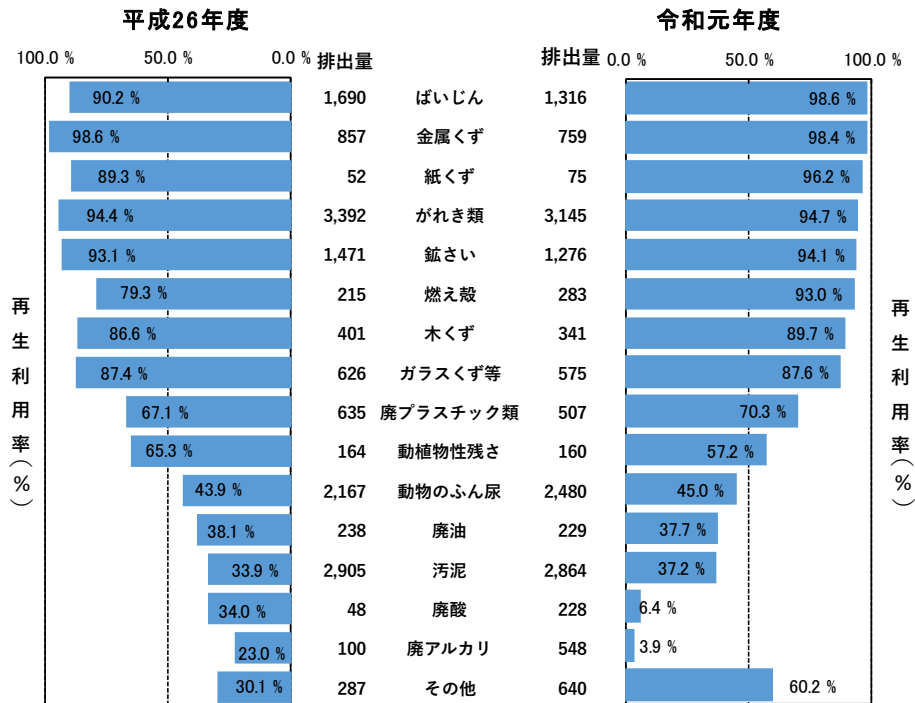


図 2-12 中間処理の自社処理、委託処理状況

また、令和元年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものからばいじんの98.6%、金属くずの98.4%、紙くずの96.2%、がれき類の94.7%、鉱さいの94.1%、燃え殻の93.0%の順となっている。（図2-13）



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

再生利用率は70%前後の高水準で推移している。（図2-14）

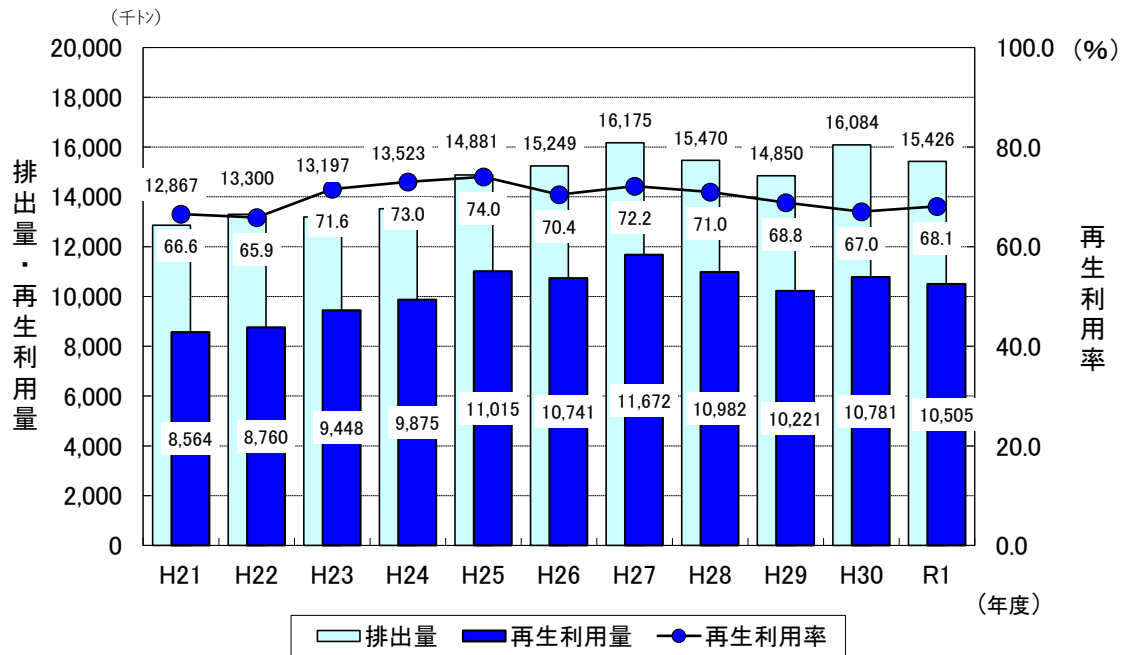


図2-14 再生利用率の推移

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

令和元年度の最終処分量は746千トンであり、平成26年度の896千トンに比べ150千トン(16.7%)減少した。また、産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の159千トン、がれき類の151千トン、廃プラスチック類の84千トン、鉱さいの72千トン、ガラス陶磁器くずの59千トンの順となっており、それら5種類の産業廃棄物で全体の約70%を占めている。(図2-15、図2-16)

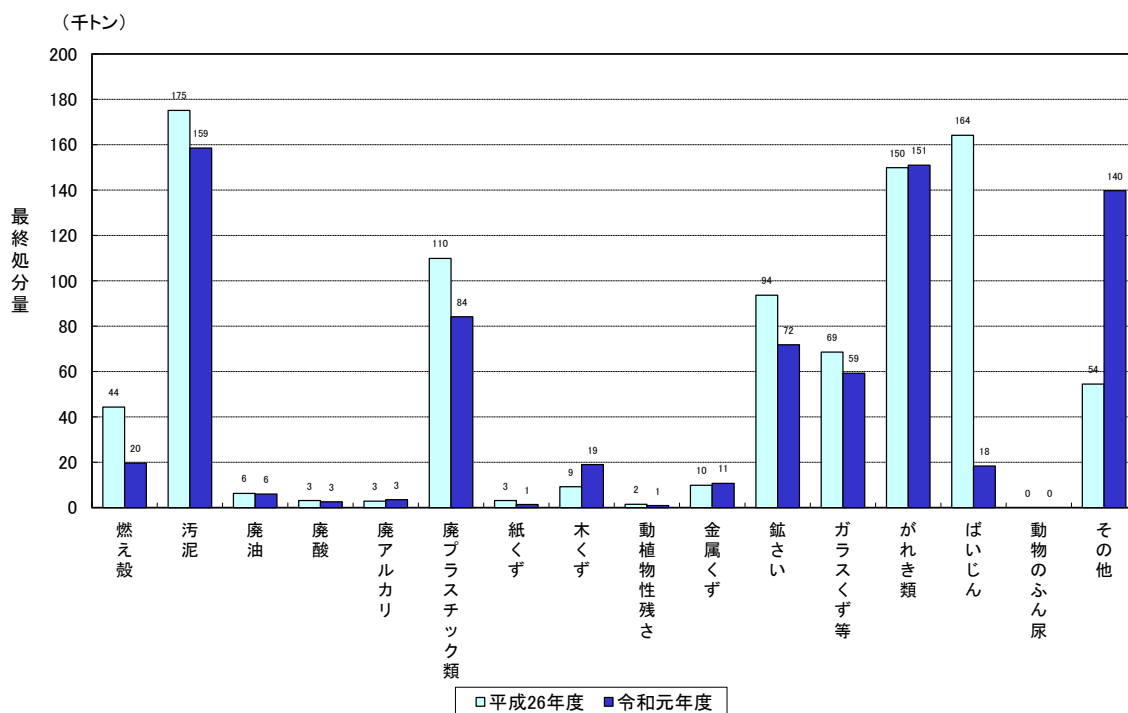


図 2-15 種類別の最終処分量

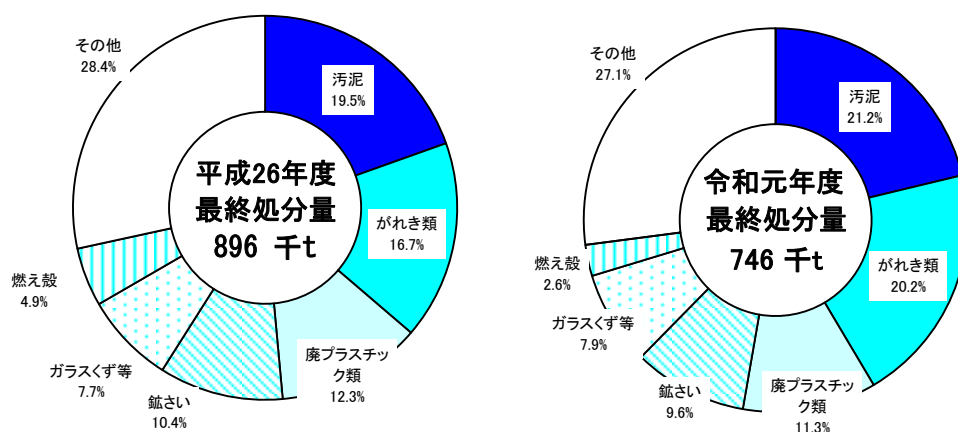


図 2-16 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

また、令和元年度の最終処分率及び最終処分量は、これまでと比べ減少した。

(図 2-17)

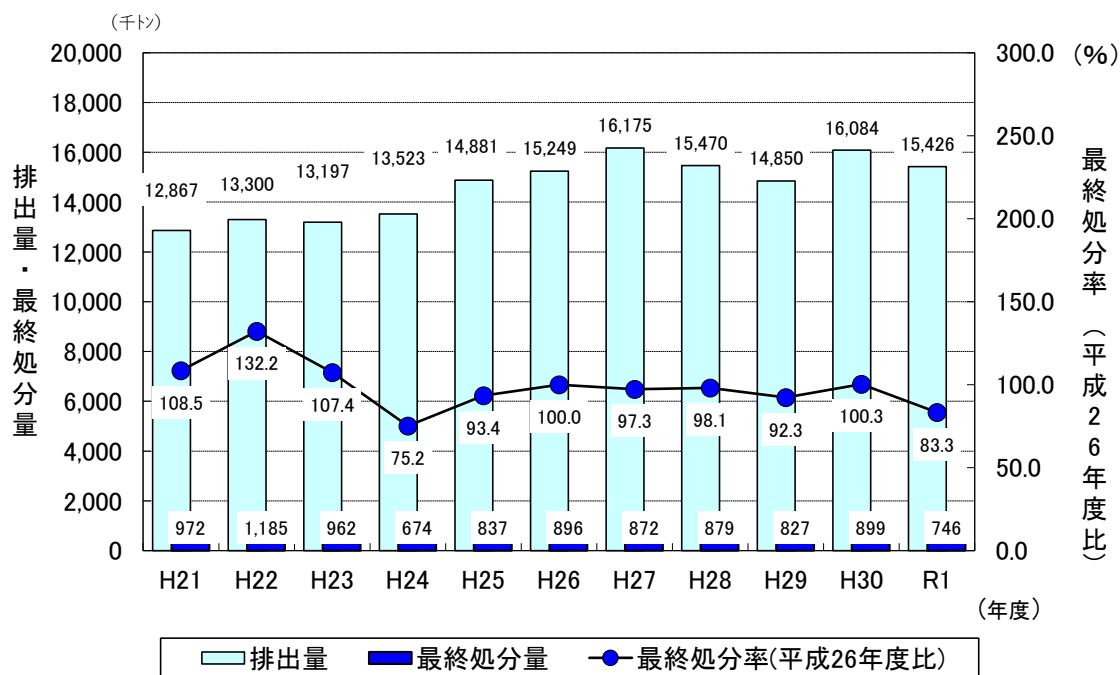


図 2-17 最終処分量の推移

令和元年度の最終処分量 746 千トンを実施主体別にみると、自社処分が 5.1%、委託処分が 94.9%となっており、平成 26 年度と比べ自社処分の割合が減少した。

(図 2-18)

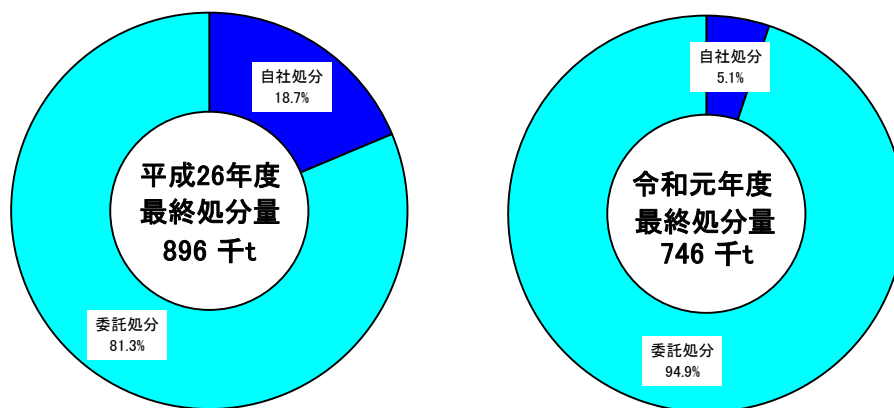


図 2-18 最終処分の自社処分、委託処分状況

#### (4) 県外移出入の状況

令和元年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は2,904千トンで、平成26年度の2,392千トンに比べ、21.4%増加している。県外移出状況を県別にみると、近隣の三重県へ679千トン（23.4%）、岐阜県へ554千トン（19.1%）、静岡県へ261千トン（9.0%）となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別に分けると、中間処理目的が2,590千トン、最終処分目的が314千トンとなっている。

また、令和元年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は1,501千トンで、平成26年度の983千トンと比べ、52.7%増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の静岡県から574千トン（38.2%）、岐阜県から341千トン（22.7%）、三重県から256千トン（17.1%）となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別に分けると、中間処理目的が1,484千トン、最終処分目的が17千トンとなっている。（図2-19）

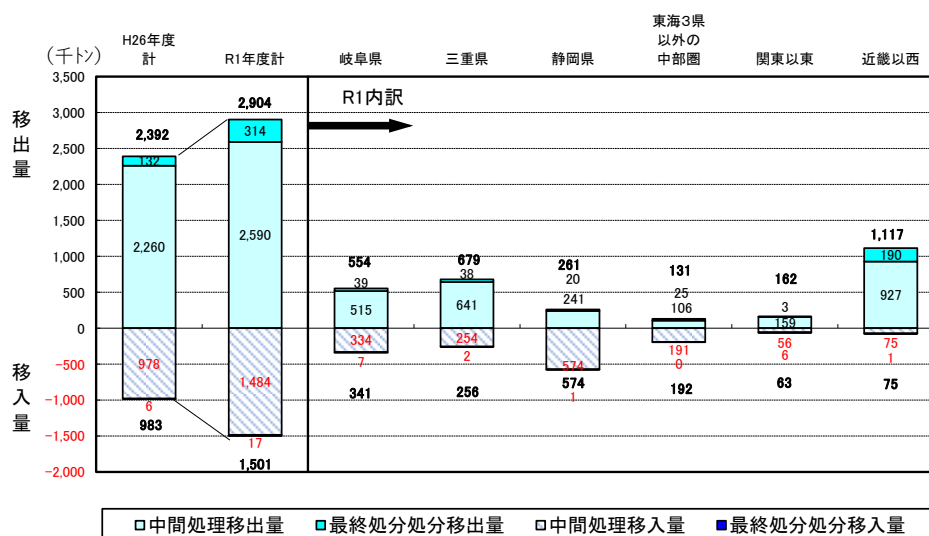


図2-19 産業廃棄物の県内外への移出入状況

県外移出入の状況の経年変化をみると、移出量、移入量ともに平成23年度から概ね増加傾向にある。（図2-20）

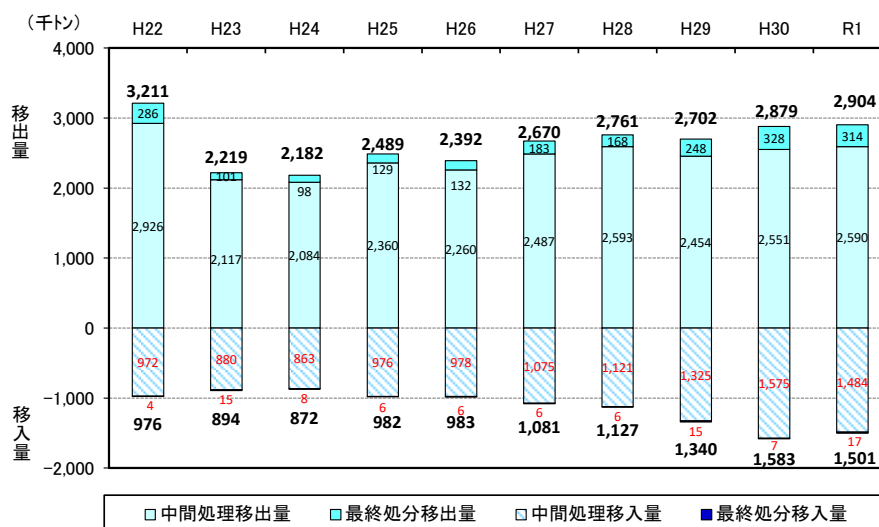


図2-20 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

令和元年度の特別管理産業廃棄物の発生量は 248 千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が 49.4%、感染性産業廃棄物が 16.2%、引火性廃油が 15.2%、腐食性廃酸が 13.8%、腐食性廃アルカリが 5.4%となっている。平成 26 年度と比べ、発生量自体が増加し、特定有害産業廃棄物の占める割合が高くなっている。(図 2-21)

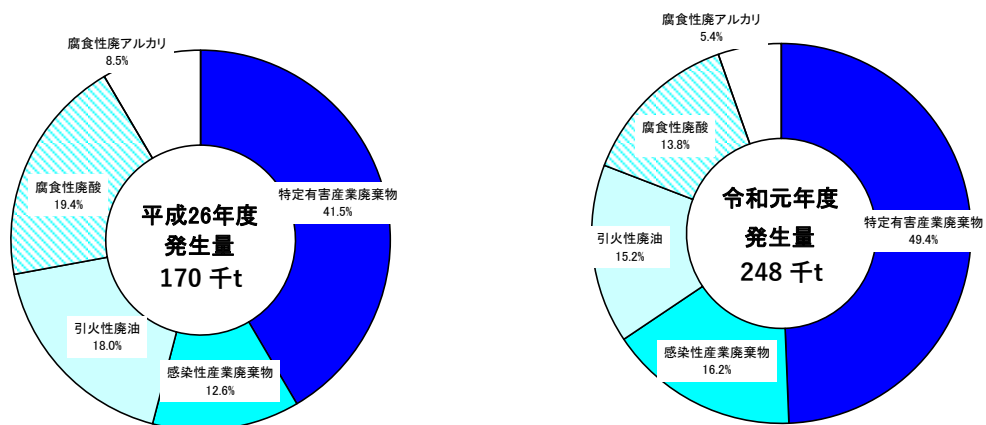


図 2-21 特別管理産業廃棄物の種類別発生量

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が 120 千トン、最終処分量が 30 千トンとなっており、平成 26 年度と比較すると資源化量、最終処分量共に増加している。(表 2-2)

表 2-2 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

単位：千トン

年度	発生量	減量化量		資源化量						最終処分量		その他量	
				有償物量	再生利用量	有償物量	再生利用量						
R1	248	98	(39.7%)	120	(48.3%)	10	(3.9%)	110	(44.4%)	30	(12.0%)	0	(0.0%)
H26	170	115	(68.0%)	41	(24.2%)	4	(2.5%)	37	(21.7%)	13	(7.8%)	0	(0.0%)

注1：( )は発生量に対する割合を示す。  
 2：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

令和元年度末現在、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は 98 施設であり、そのうちの 5 施設が遮断型最終処分場、32 施設が安定型最終処分場、61 施設が管理型最終処分場である。また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、令和元年度末の最終処分場の残存容量は 7,330.2 千 $m^3$ であり、その内訳は、遮断型が 3.8 千 $m^3$ 、安定型が 552.1 千 $m^3$ 、管理型が 6,774.2 千 $m^3$ である。(表 2-3)

表 2-3 最終処分場の設置状況 (令和 2 年 3 月末現在)

		自社処分場		自社処分場以外		合 計	
愛知県全域		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
	遮断型	1	0.0	4	3.8	5	3.8
	安定型	6	92.2	26	460.0	32	552.1
	管理型	15	716.4	46	6,057.9	61	6,774.2
	合計	22	808.5	76	6,521.7	98	7,330.2

注：数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

残存容量 7,330.2 千 $m^3$ について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は 16.3 年 (7,330.2 ÷ 450 (令和元年度の県内での最終処分量) ÷ 16.3 (産業廃棄物の 1 $m^3$ 当たりの重量を 1 トンと仮定)) と試算される。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図 2-22 のとおりである。残存容量は平成 22 年度の新設により残存容量が増加しているが、経年的には減少傾向である。

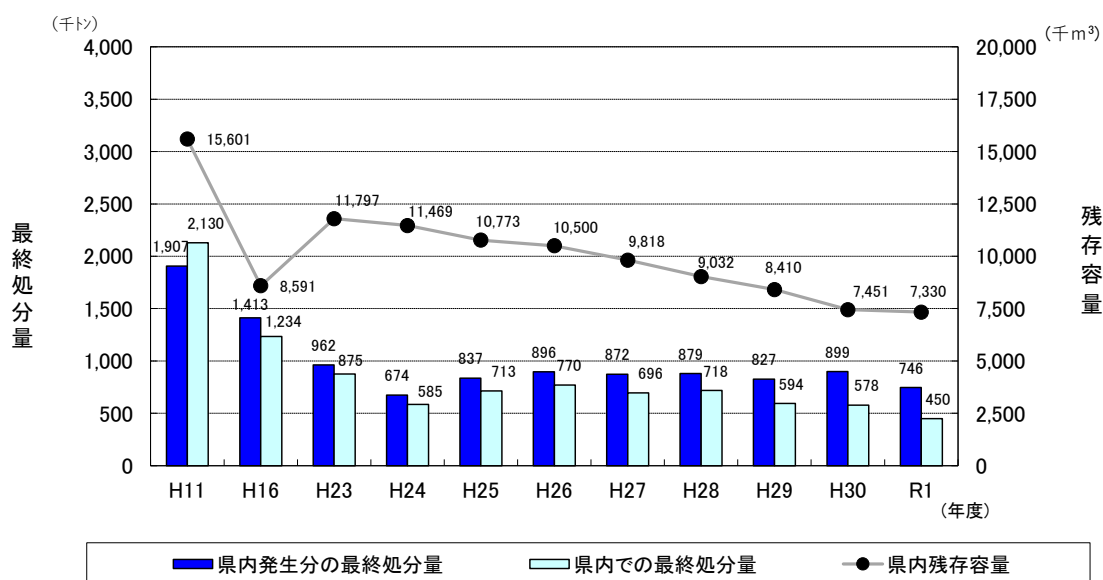


図 2-22 県内最終処分量及び残存容量等の推移



### 3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化

愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年度～令和 3 年度）における令和 3 年度の減量化目標は、次のとおりである。

- ・ 排出量については、平成 26 年度に対し 増加を約 3%に抑制する。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、平成 26 年度の約 70%から 約 74%に増加させる。
- ・ 最終処分量について、平成 26 年度に対し、約 7%削減する。

令和元年度の排出量は 15,426 千トンで、平成 26 年度の 15,249 千トンと比べて 1.2%増加し、目標を達成した。

再生利用率については 68.1%で、平成 26 年度の 70.4%と比べて 2.3 ポイント減少しており、目標値である 74%を下回った。

また、最終処分量については 746 千トンで、平成 26 年度の 896 千トンと比べて 16.7%減少し、目標を達成した。（図 3）

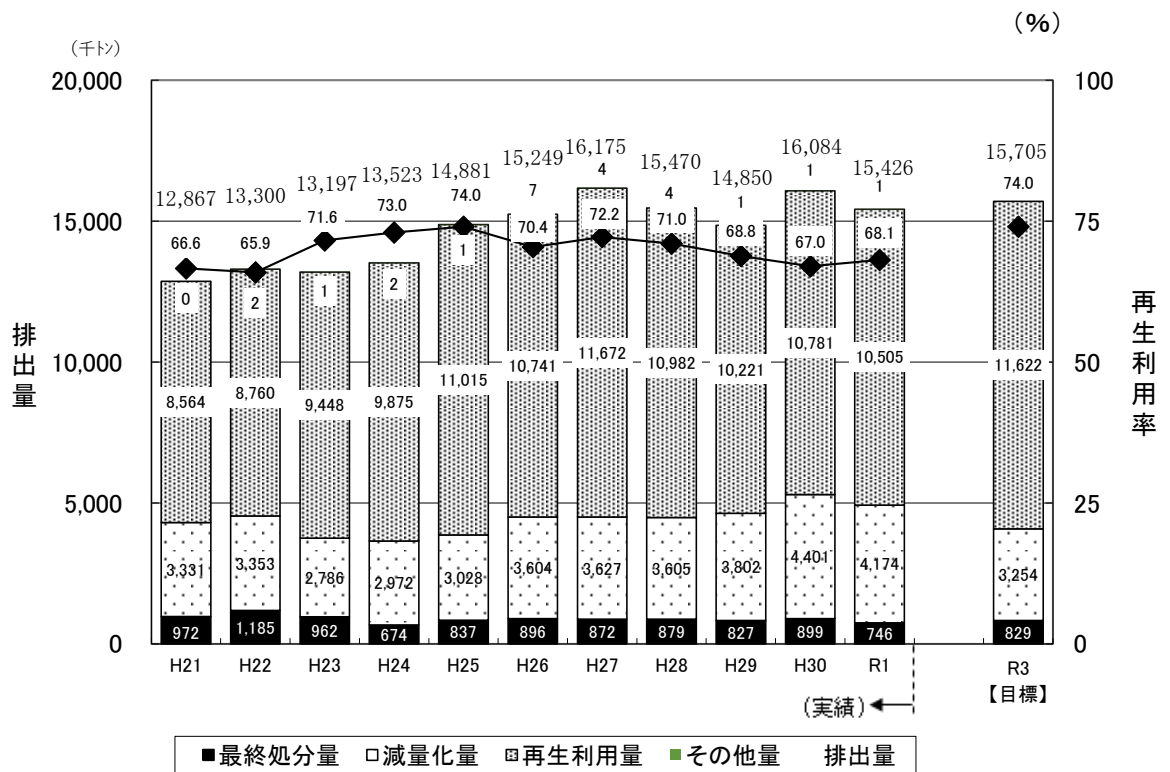


図 3 産業廃棄物の減量化目標の達成状況